

【第一条関係（平成十六年三月一日施行）】  
 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）

改正案	現行
<p>（法第三十条に関する事項）</p> <p>第十八条 法第三十条第二項の申請書は、有料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）のとおりとする。</p> <p>2 法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業を行つている場合における当該事業の種類及び内容並びに法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款又は寄附行為</p> <p>ロ 登記簿の謄本</p> <p>ハ 役員の住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。）の写し及び履歴書</p> <p>ニ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴</p>	<p>（法第三十条に関する事項）</p> <p>第十八条 法第三十条第二項の申請書は、有料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）のとおりとする。</p> <p>2 法第三十条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関（以下「取次機関」という。）を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 定款又は寄附行為</p> <p>ロ 登記簿の謄本</p> <p>ハ 役員の住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。）の写し及び履歴書</p> <p>ニ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴</p>

ホ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ヘ 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

ト 有料の職業紹介事業を行う事業所ごと（以下この条において単に「事業所ごと」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

チ 事業所ごとの業務の運営に関する規程

リ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書

又 事業所ごとの施設の概要を記載した書面

ル 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類

ヲ 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ハ 前号ホからヲまでに掲げる書類

4 法第三十条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、有料職業紹介事業計画書（様式第二号）のとおりとする。

ホ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ヘ 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

ト 個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

チ 業務の運営に関する規程

リ 選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書

又 事業所施設の概要を記載した書面

ル 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類

ヲ 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ハ 前号へからヲまでに掲げる書類

4 法第三十条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、有料職業紹介事業計画書（様式第二号）のとおりとする。

5 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請するときは、法人にあつては第三項第一号イからニまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。

6 法第三十三条第一項の規定による許可を受けた者が法第三十条第一項の規定による許可を申請する場合であつて、無料の職業紹介事業を行っている事業所の職業紹介責任者を当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書（選任する職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

7 法第三十条第六項の厚生労働省令で定める額は、五万円（有料の職業紹介事業を行う事業所の数が二以上の場合にあつては、一万八千円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に五万円を加えた額）とする。

8 前項の手数料は、第一項の申請書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて、納付しなければならない。

9 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

5 申請者が二以上の事業所を設けて有料の職業紹介事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する有料の職業紹介事業の許可の申請に際し、法人にあつては第二項第一号イからニまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付したときは、当該事業所（以下「有料統括事業所」という。）以外の事業所に関する有料の職業紹介事業の許可の申請に際しては、当該書類を添付することを要しない。

6 申請者が他の事業所において有料の職業紹介事業を行っている場合において、当該申請者が有料の職業紹介事業を行っている当該他の事業所の職業紹介責任者を当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、法人にあつては第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書（選任する職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。）を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

7 法第三十条第六項の厚生労働省令で定める額は、五万円とする。

8 前項の手数料は、第二項の申請書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて、納付しなければならない。

9 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

(法第三十二条の二に関する事項)

第十九条 法第三十二条の二第一項の厚生労働省令で定める額は、一事業所につき三十万円とする。

2 前項の保証金の供託については、次の各号に掲げるところによる。

一 有料職業紹介事業者は、許可の通知を受けた日から三十日以内に、その事業所の最寄りの供託所に、保証金を供託しなければならない。

二 保証金は、次に掲げる有価証券（割引の方法により発行されるものを除き、イに掲げる国債証券にあつては、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十八条に規定する振替国債を含む。）をもつて、これに充てることができる。

イ 国債証券

ロ 地方債証券

ハ 特別の法律により法人が発行する債券

ニ 貸付信託受益証券（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券であつて、当該受益証券に係る貸付信託について元本を全額補てんする契約が締結されている信託約款に係るものに限る。）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保證されている社債券（自己の社債券及び商法（明治三十二年法律第四十八号）による整理開始の命

令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、同法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（大正十一年法律第七十一号）による破産の宣告を受け、破産終結の決定若しくは破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生計画の認可の決定の確定がない会社又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

三 前号の規定により同号の有価証券を保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、その額面金額とする。

四 保証金を供託した者は、遅滞なく、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

五 有料職業紹介事業者は、前号の届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

六 有料職業紹介事業者は、前項に定める額の改正があつた場合において、その改正に係る厚生労働省令の施行の際に供託している保証金の額が当該改正により供託すべきこととなる保証金の額に不足することとなるときは、その施行の日から三箇月以内にその不足額を追加して供託しなければならない。

七 有料職業紹介事業者は、前項に定める額の改正があつた場合において、その改正に係る厚生労働省令の施行の際に供託している

保証金の額が当該改正により供託すべきこととなる保証金の額を  
超えることとなるときは、その超える額の保証金を取り戻すこと  
ができる。

3 法第三十二条の二第二項の権利の実行のため供託物の還付を受  
けようとする者は、厚生労働大臣に対し、補償を受けようとする事  
実の確認を求めることができる。この場合において、厚生労働大臣  
は、補償すべき事実を確認したときは、補償事実確認書を補償を受  
けるべき者に交付するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合の有料の職業  
紹介事業の保証金の供託に関する手続は、有料職業紹介事業保証金  
規則（昭和六十一年法務省・労働省令第一号。以下単に「保証金規  
則」という。）の定めるところによるほか、当該各号に定めるとお  
りとする。

一 有料職業紹介事業者は、法第三十二条の二第二項の権利を有す  
る者がその権利を実行したため保証金が第一項に定める額に不足  
することとなったときは、保証金規則第三条の規定による通知書  
の送付を受けた日から二週間以内に、その不足額を供託しなけれ  
ばならない。

二 有料職業紹介事業者は、事業所を移転したためその最寄りの供  
託所が変更した場合において、金銭のみをもつて保証金を供託し  
ているときは、遅滞なく、費用を予納して、保証金を供託してい  
る供託所に対し、移転後の事業所の最寄りの供託所への保証金の  
保管替えを請求し、その他のときは、遅滞なく、保証金を移転後

の事業所の最寄りの供託所に新たな供託をしなければならない。  
この場合において、当該新たな供託をしたときは、移転前の事業所の最寄りの供託所に供託した保証金を取り戻すことができる。

三 法第三十二条の六第二項の許可の有効期間の更新を受けなかつたとき、法第三十二条の八第一項の規定による届出をしたとき、法第三十二条の九第一項の規定により許可を取り消されたとき又は有料職業紹介事業者であつた者が死亡したときは、有料職業紹介事業者であつた者又はその相続人は、当該有料職業紹介事業者であつた者が供託した保証金を取り戻すことができる（当該保証金につき法第三十二条の二第二項の権利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合又は保証金を取り戻すことができる事由が発生した日から十年を経過した場合に限る。）。

5 第二項第二号から第四号までの規定は、同項第六号並びに前項第一号及び第二号の場合に準用する。

（法第三十二条の三に関する事項）

第二十条 法第三十二条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める種類及び額並びに手数料の徴収手続は、別表に定めるところによる。

2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新

（法第三十二条の三に関する事項）

第二十条 法第三十二条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める種類及び額並びに手数料の徴収手続は、別表に定めるところによる。

2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新

聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める額を超える者に限る。）から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3 法第三十二条の三第三項の厚生労働省令で定める方法は、職業紹介に関する役務の種類ごとに、当該役務に対する手数料の額及び当該手数料を負担すべき者が明らかとなる方法とする。

4 有料職業紹介事業者は、法第三十二条の三第一項第二号に規定する手数料表に基づき手数料を徴収する場合であつて、その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十六条の十八第五号の作業に従事する者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第

聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）若しくは経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める額を超える者に限る。）から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3 法第三十二条の三第三項の厚生労働省令で定める方法は、職業紹介に関する役務の種類ごとに、当該役務に対する手数料の額及び当該手数料を負担すべき者が明らかとなる方法とする。

4 有料職業紹介事業者は、法第三十二条の三第一項第二号に規定する手数料表に基づき手数料を徴収する場合であつて、その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十六条の十八第五号の作業に従事する者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第



八十四号) 第十条第二項第三号の第二種特別加入保険料(以下この項及び別表において「第二種特別加入保険料」という。)に充てるべきものを徴収しようとするときは、当該手数料表において、第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収する旨及び当該手数料の額を定めるものとし、この場合において、当該手数料の額は、当該従事する者に支払われた賃金額の千分の七・五に相当する額以下としなければならない。

5 法第三十二条の三第一項第二号の手数料表を届け出ようとする者は、届出制手数料届出書(様式第三号)により厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定により届け出た手数料表を変更しようとする者は、届出制手数料変更届出書(様式第三号)により厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 厚生労働大臣は、法第三十二条の三第四項の規定により、有料職業紹介事業者になろうとする者又は有料職業紹介事業者に対し手数料表の変更を命令しようとするときは、届出制手数料変更命令通知書(様式第四号)により通知するものとする。

8 第四項及び別表に規定する第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の管理の方法その他当該手数料に関し必要な事項については、職業安定局長の定めるところによる。

(法第三十二条の四に関する事項)

第二十一条 法第三十二条の四第一項の許可証は、有料職業紹介事業

八十四号) 第十条第二項第三号の第二種特別加入保険料(以下この項及び別表において「第二種特別加入保険料」という。)に充てるべきものを徴収しようとするときは、当該手数料表において、第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収する旨及び当該手数料の額を定めるものとし、この場合において、当該手数料の額は、当該従事する者に支払われた賃金額の千分の七・五に相当する額以下としなければならない。

5 法第三十二条の三第一項第二号の手数料表を届け出ようとする者は、届出制手数料届出書(様式第三号)により厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定により届け出た手数料表を変更しようとする者は、届出制手数料変更届出書(様式第三号)により厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 厚生労働大臣は、法第三十二条の三第四項の規定により、有料職業紹介事業者になろうとする者又は有料職業紹介事業者に対し手数料表の変更を命令しようとするときは、届出制手数料変更命令通知書(様式第四号)により通知するものとする。

8 第四項及び別表に規定する第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の管理の方法その他当該手数料に関し必要な事項については、職業安定局長の定めるところによる。

(法第三十二条の四に関する事項)

第二十一条 法第三十二条の四第一項の許可証は、有料職業紹介事業

許可証（様式第五号。以下「有料許可証」という。）のとおりとする。

2 法第三十二条の四第三項の規定により有料許可証の再交付を受けようとする者は、有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 有料許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、第一号又は第二号の場合にあつては有料の職業紹介事業を行うすべての事業所に係る有料許可証、第三号の場合にあつては発見し又は回復した有料許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一 許可が取り消されたとき。

二 許可の有効期間が満了したとき。

三 有料許可証の再交付を受けた場合において、亡失した有料許可証を発見し、又は回復したとき。

4 有料許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、有料の職業紹介事業を行うすべての事業所に係る有料許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

許可証（様式第五号。以下「有料許可証」という。）のとおりとする。

2 法第三十二条の四第三項の規定により有料許可証の再交付を受けようとする者は、有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 有料許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、有料許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した有料許可証）を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一 許可が取り消されたとき。

二 許可の有効期間が満了したとき。

三 有料許可証の再交付を受けた場合において、亡失した有料許可証を発見し、又は回復したとき。

4 有料許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、有料許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(法第三十二条の六に関する事項)

第二十二條 法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第一号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第三十二条の六第四項の厚生労働省令で定める額は、一万八千円に有料の職業紹介事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

3 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、第十八条第二項に掲げる事項とする。

4 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、第十八条第三項第一号イ、ロ、ニ、ホ及びへに掲げる書類(同号イ、ロ及びニに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。)

二 申請者が個人である場合にあつては、第十八条第三項第一号ホ及びへ並びに同項第二号ロに掲げる書類(同号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限る。)

5 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、有料職業紹介事業計画書(様式第二号)のとおりとする。

6 法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新は、

(法第三十二条の六に関する事項)

第二十二條 法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第一号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第三十二条の六第四項の厚生労働省令で定める額は、一万八千円とする。

3 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第十八条第二項に掲げる事項とする。

4 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、第十八条第三項第一号イ、ロ、ニ、ホ、へ、ト、チ及び又に掲げる書類

二 申請者が個人である場合にあつては、第十八条第三項第一号へ、ト、チ及び又に掲げる書類

5 法第三十二条の六第六項において準用する法第三十条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、有料職業紹介事業計画書(様式第二号)のとおりとする。

6 法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新は、

当該更新を受けようとする者が現に有する有料許可証と引き換えに新たな有料許可証を交付することにより行うものとする。

(法第三十二条の七に関する事項)

第二十三条 法第三十二条の七第一項の厚生労働省令で定めるものは、有料職業紹介事業者が取次機関を利用しなくなった場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

2 法第三十二条の七第一項の規定による届出をしようとする者は、法第三十条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当しない場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）を、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当する場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設

当該更新を受けようとする者が現に有する有料許可証と引き換えに新たな有料許可証を交付することにより行うものとする。

7 有料統括事業所の事業主が、当該有料統括事業所以外の事業所に関し法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、法人にあつては第十八条第三項第一号イからニまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イ及びロに掲げる書類を添付することを要しない。

(法第三十二条の七に関する事項)

第二十三条 法第三十二条の七第一項の厚生労働省令で定めるものは、有料職業紹介事業者が取次機関を利用しなくなった場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

2 法第三十二条の七第一項の規定による届出をしようとする者は、当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当しない場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）を、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当する場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

に係る変更の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十八条第三項第一号ト、チ、リ及び又に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つて他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書（選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。以下この条において同じ。）を添付することを要しない。

4 法第三十二条の七第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出にあつては、第二項の有料職業紹介事業変更届出書又は有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書には、第十八条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る有料許可証）を添付しなければならない。

5 法第三十条第二項第四号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名に変更があつた場合において、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行つている他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書を添付することを要しない。

3 前項の有料職業紹介事業変更届出書又は有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書には、第十八条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

4 法第三十条第二項第四号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名に変更があつた有料職業紹介事業者が他の事業所において有料の職業紹介事業を行つている場合において、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業を行つている当該他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書（選任した職業紹介責任者の住所に変更がない

6 法第三十二条の七第三項の規定による許可証の交付は、当該新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

(法第三十二条の八に関する事項)

第二十四条 法第三十二条の八第一項の規定による届出をしようとする者は、当該有料の職業紹介事業を廃止した日から十日以内に、有料の職業紹介事業を行うすべての事業所に係る有料許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書(様式第七号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

ときは、住民票の写し及び履歴書。以下この項において同じ。)を、個人にあつては同項第二号八の書類のうち履歴書を添付することを要しない。

(法第三十二条の八に関する事項)

第二十四条 法第三十二条の八第一項の規定による届出をしようとする者は、当該有料の職業紹介事業を廃止した日から十日以内に、有料許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書(様式第七号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 有料統括事業所に係る有料の職業紹介事業を行わなくなった者は、速やかに、その旨を記載した書面を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の書面の提出があつた場合において必要があると認めるときは、当該事業主の意見を聴いて、当該事業主に係る他の事業所を有料統括事業所として定めるものとする。

4 法第三十二条の八第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る有料の職業紹介事業の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、当該届出をした者から請求があつたときは、当該事業の廃止を証明する書類を交付するものとする。

(法第三十二条の十一に関する事項)

第二十四条の三 法第三十二条の十一第一項の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる同条第二号に規定する港湾運送業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務は、港湾労働法第二条第一号に規定する港湾以外の港湾で港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第四項に規定するもの（第二号において「特定港湾」という。）において他人の需要に応じて行う次に掲げる行為に係る業務とする。

一 港湾運送事業法第二条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為

二 港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）第二条第一号及び第二号に掲げる行為

三 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の特定港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル（水島港にあつては千メートル、鹿児島港にあつては千五百メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んでする運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下この条において「特定港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号に掲げる行為に係

(法第三十二条の十一に関する事項)

第二十四条の三 法第三十二条の十一の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる同条第二号に規定する港湾運送業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務は、港湾労働法第二条第一号に規定する港湾以外の港湾で港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第四項に規定するもの（第二号において「特定港湾」という。）において他人の需要に応じて行う次に掲げる行為に係る業務とする。

一 港湾運送事業法第二条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為

二 港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）第二条第一号及び第二号に掲げる行為

三 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の特定港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル（水島港にあつては千メートル、鹿児島港にあつては千五百メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んでする運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下この条において「特定港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号に掲げる行為に係

るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係るものを営む者（以下この条において「特定港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、特定港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下この号において「車両等」という。）により運送された貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係るものを営む者（以下この条において「特定港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、特定港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下この号において「車両等」という。）により運送された貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。



(法第三十二条の十二に関する事項)

第二十四条の四 法第三十二条の十二第一項の規定による届出をしよ  
うとする者は、有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式第六  
号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の届出書の内容に基づき、有料許可証を書  
き換えるものとし、当該届出をした者が現に有する取扱職種の範囲  
等を定め又は変更した事業所に係る有料許可証と引換えに当該書換  
え後の有料許可証を交付するものとする。

3 厚生労働大臣は、法第三十二条の十二第三項の規定により、有料  
の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者に対し、  
取扱職種の範囲等の変更を命令しようとするときは、取扱職種範囲  
等変更命令通知書(様式第六号の二)により通知するものとする。

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は  
、求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人  
情報の取扱いに関する事項とする。

2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人者の申込み又は求職  
の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わ  
なければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要が  
あるためあらかじめこれらの方法によることのできない場合におい  
て、当該明示すべき事項(以下この項及び次項において「明示事項  
」という。)をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示した

(法第三十二条の十二に関する事項)

第二十四条の四 厚生労働大臣は、法第三十二条の十二第一項に規定  
する者から申出を受けたときは、当該申出の内容が適当でないこと認  
めるときを除き、当該申出の内容に基づいて、当該申出に係る者が  
行う有料の職業紹介事業において取り扱うべき職種の範囲その他業  
務の範囲を定め、当該申出に係る者に通知するものとする。

2 前項の規定は、有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業におい  
て取り扱う職種その他業務の範囲を変更しようとする場合に準用す  
る。この場合において、厚生労働大臣は、業務の範囲を変更しよ  
うとする者に対し、有料許可証と引き換えに変更後の業務の範囲を通  
知するものとする。

(法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は  
、求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人  
情報の取扱いに関する事項とする。

2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人者の申込み又は求職  
の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わ  
なければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要が  
あるためあらかじめこれらの方法によることのできない場合におい  
て、当該明示すべき事項(以下この項及び次項において「明示事項  
」という。)をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示した

ときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（書面交付者）（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができ、るものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3 前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

4 有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表及び業務の運営に関する規程を掲示しなければならぬ。

（法第三十二条の十四に関する事項）

ときは、この限りでない。

一 書面の交付の方法

二 電子情報処理組織（書面交付者）（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができ、るものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

3 前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。

4 有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表及び業務の運営に関する規程を掲示しなければならぬ。

（法第三十二条の十四に関する事項）

第二十四条の六 法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、業務を適正に遂行する能力を有する者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。

一 有料職業紹介事業者の事業所（以下この条において単に「事業所」という。）ごとに当該事業所に専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、有料職業紹介事業者（法人である場合は、その役員）を職業紹介責任者とすることを妨げない。

二 当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人以下のときは一人以上の者を、五十人を超え百人以下のときは二人以上の者を、百人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が五十人を超え五十人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。

（法第三十二条の十五に関する事項）

第二十四条の七 法第三十二条の十五の厚生労働省令で定める帳簿書類は、求人求職管理簿及び手数料管理簿とする。

2 前項の帳簿書類の記載及び備付けについては、職業安定局長の定めるところによる。

（法第三十二条の十六に関する事項）

第二十四条の八 有料職業紹介事業者は、毎年四月三十日までに、その年の前年の四月一日からその年三月三十一日までの間における有

第二十四条の六 法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 有料職業紹介事業者の事業所（以下この条において単に「事業所」という。）ごとに当該事業所に専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること。ただし、有料職業紹介事業者（法人である場合は、その役員）を職業紹介責任者とすることを妨げない。

二 当該事業所の有効求職者（当該事業所に係る毎年三月末における求職者をいう。）の数が五百人以下のときは一人以上の者を、五百人を超え千人以下のときは二人以上の者を、千人を超えるときは、当該求職者の数が五百人を超える五百人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。

（法第三十二条の十五に関する事項）

第二十四条の七 法第三十二条の十五の厚生労働省令で定める帳簿書類は、求人求職管理簿及び手数料管理簿とする。

2 前項の帳簿書類の記載及び備付けについては、職業安定局長の定めるところによる。

（法第三十二条の十六に関する事項）

第二十四条の八 有料職業紹介事業者は、毎年四月三十日までに、その年の前年の四月一日からその年三月三十一日までの間における有

料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 法第三十二条の十六の規定により提出すべき事業報告書は、有料職業紹介事業報告書（様式第八号）のとおりとする。

（法第三十三条に関する事項）

第二十五条 第十八条第一項から第六項まで、第二十一条、第二十二  
条第一項及び第六項、第二十三条、第二十四条並びに第二十四条の  
四から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条第一項の許可を  
受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について  
準用する。この場合において、**第十八条第一項中「第三十条第二項**  
とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第二  
項」と、「有料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）」とあるの  
は「無料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）」と、**第十八条第  
二項中「第三十条第二項第五号」とあるのは「第三十三条第四項に  
おいて準用する法第三十条第二項第五号」と、第十八条第三項中「  
第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する  
法第三十条第三項」と、**第十八条第四項中「第三十条第三項」とあ  
るの**は「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三項」と  
、「有料職業紹介事業計画書（様式第二号）」とあるのは「無料職  
業紹介事業計画書（様式第二号）」と、**第十八条第五項中「第三十  
三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項  
とあるのは「第三十三条第一項」と、第十八条第六項中「第三十****

料の職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出  
しなければならない。

2 法第三十二条の十六の規定により提出すべき事業報告書は、有料  
職業紹介事業報告書（様式第八号）のとおりとする。

（法第三十三条に関する事項）

第二十五条 第十八条第一項から第六項まで、第二十一条、第二十二  
条第一項、第六項及び第七項、第二十三条、第二十四条並びに第二  
十四条の四から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条第一項  
の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者  
について準用する。この場合において、**第十八条第一項中「第二十  
三条第二項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三  
十条第二項」と、「有料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）」  
とあるのは「無料職業紹介事業許可申請書（様式第一号）」と、**第  
十八条第二項中「第三十条第二項第六号」とあるのは「第三十三  
条第四項において準用する法第三十条第二項第六号」と、第十八条第  
三項中「第三十条第三項」とあるのは「第三十三条第四項において  
準用する法第三十条第三項」と、**第十八条第四項中「第三十条第三  
項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十条第三  
項」と、「有料職業紹介事業計画書（様式第二号）」とあるのは  
「無料職業紹介事業計画書（様式第二号）」と、**第十八条第五項中  
「有料統括事業所」とあるのは「無料統括事業所」と、第二十一条  
第一項中「第三十二条の四第一項」とあるのは「第三十三条第四項********

「三十三条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十三條第一項」と、「無料の職業紹介事業」とあるのは「有料の職業紹介事業」と、「第二十一条第一項中「第三十条の四第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の四第一項」と、「有料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「有料許可証」という。）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「無料許可証」という。）」と、「第二十一条第二項中「第三十二条の四第三項」とあるのは「第三十二条第四項において準用する法第三十二条の四第三項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」と、「第二十一条第三項及び第四項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「第二十一条第一項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」と、「第二十一条第六項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「第二十三条第一項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二十三条第二項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二十三条第三項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の七第一項

において準用する法第三十二条の四第一項」と、「有料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「有料許可証」という。）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証（様式第五号。以下「無料許可証」という。））」と、「第二十一条第二項中「第三十二条の四第三項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の四第三項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第六号）」と、「第二十一条第三項及び第四項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「第二十一条第一項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十二条第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」とあるのは「無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第一号）」と、「第二十一条第六項中「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「第二十一条第七項中「有料統括事業所」とあるのは「無料統括事業所」と、「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の六第二項」と、「第二十三条第一項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二十三条第二項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二十三条第三項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介



「と、第三十条第二項第四号」とあるのは「第三十二条第四項において準用する法第三十条第二項第四号」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）」と、「有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」と、「無料職業紹介事業変更届出書及び無料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」と、「第二十三条第三項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十二条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二十二項」とあるのは「第二十五条第一項において準用する第二十二條第二項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、「と、第二十三條第四項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、「第二項」とあるのは「第二十五条第一項において準用する第二十二條第二項」と、「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書及び無料職業紹介事業許可証書換申請書」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「第二十三條第五項中「第三十條第二項第四号」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十條第二項第四号」と、「有料の職業紹介事業又は無料

介事業変更届出書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書及び無料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）」と、「第二十三條第三項中「有料職業紹介事業変更届出書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書」と、「有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書」とあるのは「無料職業紹介事業変更届出書及び無料職業紹介事業許可証書換申請書」と、「第二十四條第一項中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、「第二十四條第二項及び第三項中「有料統括事業所」とあるのは「無料統括事業所」と、「第二十四條の四第一項中「第三十二条の十一第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の十一第一項」と、「第二十四條の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の十三」と、「第二十四條の五第四項中「手数料表及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、「第二十四條の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三條第四項において準用する法第三十二条の十四」と、「第二十四條の七第一項中「第三十二

の職業紹介事業」とあるのは「無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業」と、第二十三条第六項中「第三十二条の七第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する第三十二条の七第三項」と、第二十四条中「第三十二条の八第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の八第一項」と、「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、「有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」とあるのは「無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）」と、第二十四条の四第一項中「第三十二条の十二第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第一項」と、「有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」とあるのは「無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）」と、第二十四条の四第二項中「有料許可証」とあるのは「無料許可証」と、第二十四条の四第三項中「第三十二条の十二第三項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十二第三項」と、第二十四条の五第一項及び第二項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十三」と、第二十四条の五第四項中「手数料表及び業務の運営に関する規程」とあるのは「業務の運営に関する規程」と、第二十四条の六中「第三十二条の十四」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十四」と、第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の

条の十五」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と、第二十四条の八第二項中「第三十二条の十六」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の十六」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と読み替えるものとする。

八第二項中「第三十二条の十六」とあるのは「第三十二条第四項において準用する法第三十二条の十六」と、「有料職業紹介事業報告書（様式第八号）」とあるのは「無料職業紹介事業報告書（様式第八号）」と読み替えるものとする。

2 第二十二條第三項から第五項までの規定は、法第三十三條第一項の許可の有効期間の更新について準用する。この場合において、**第二十二條第三項中「第三十二条の六第六項において準用する法第三十條第二項第五号」とあるのは「第三十三條第五項において準用する法第三十條第二項第五号」と、**第二十二條第四項中「第三十二条の六第六項において準用する法第三十條第三項」とあるのは「第三十三條第五項において準用する法第三十條第三項」と、**第二十二條第五項中「第三十二條の六第六項において準用する法第三十條第三項」とあるのは「第三十三條第五項において準用する法第三十條第三項」と、**「有料職業紹介事業計画書（様式第二号）」とあるのは「無料職業紹介事業計画書（様式第二号）」と読み替えるものとする。********

（法第三十三條の二に関する事項）

第二十五條の二 法第三十三條の二第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 学校（大学に限る。）の長が無料の職業紹介事業を行う場合に  
あつては、当該大学に附属する病院において医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六條の二第一項に規定する臨床研修を受

2 第二十二條第三項から第五項までの規定は、法第三十三條第一項の許可の有効期間の更新について準用する。この場合において、**第二十二條第三項中「第三十二条の六第六項において準用する法第三十條第二項第六号」とあるのは「第三十三條第五項において準用する法第三十條第二項第六号」と、**第二十二條第四項及び第五項中「第三十二条の六第六項において準用する法第三十條第三項」とあるのは「第三十三條第五項において準用する法第三十條第三項」と読み替えるものとする。****

（法第三十三條の二に関する事項）



けている者及び修了した者

二 学校又は専修学校の長が無料の職業紹介事業を行う場合にあっては、当該学校又は専修学校において職業能力開発促進法第十五条の六第三項の規定により公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなされる教育訓練を受けている者及び修了した者

2 | 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うとする同項各号に掲げる施設の長（以下この条において単に「施設の長」という。）は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 | 前項の届出に当つては、業務の運営に関する規定を添附しなければならない。

4 | 法第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の八第一項の規定による届出をしようとする者は、当該無料の職業紹介事業の全部又は一部を廃止した日から十日以内に文書により、厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 | 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う施設の長は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、事業報告書を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 | 第二十四条の五第一項から第三項まで及び第二十四条の七の規定は、法第三十三条の二第一項の規定により同項各号の施設の長が行う無料の職業紹介事業及び同条の職業紹介事業を行う施設の長について準用する。この場合において、第二十四条の五第一項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用す

第二十五条の二 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うおとする同項各号に掲げる施設の長（以下この条において単に「施設の長」という。）は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 | 前項の届出に当つては、業務の運営に関する規定を添附しなければならない。

3 | 法第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の八第一項の規定による届出をしようとする者は、当該無料の職業紹介事業の全部又は一部を廃止した日から十日以内に文書により、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 | 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う施設の長は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、事業報告書を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 | 第二十四条の五第一項から第三項まで及び第二十四条の七の規定は、法第三十三条の二第一項の規定により同項各号の施設長が行う無料の職業紹介事業及び同条の職業紹介事業を行う施設の長について準用する。この場合において、第二十四条の五第一項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用す

る法第三十二条の十三」と、「求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報」とあるのは「求職者の個人情報」と、「第二十四条の五第二項中「第三十二条の十三」とあるのは、「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「書面の交付」とあるのは「書面の交付等」と、「第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と読み替えるものとする。

（法第三十三条の三に関する事項）

第二十五条の三 法第三十三条の三第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる法人であつて、その直接又は間接の構成員の数が厚生労働大臣の定める数以上のものとする。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の規定により設立された農業協同組合

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）の規定により設立された漁業協同組合又は水産加工業協同組合

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の規定により設立された事業協同組合又は中小企業団体中央会

四 商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の規定により設立された商工会議所

五 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十

る法第三十二条の十三」と、「求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報」とあるのは「求職者の個人情報」と、「第二十四条の五第二項中「第三十二条の十三」とあるのは、「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、「書面の交付」とあるのは「書面の交付等」と、「第二十四条の七第一項中「第三十二条の十五」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十五」と、「求人求職管理簿及び手数料管理簿」とあるのは「求人求職管理簿」と読み替えるものとする。

五号)の規定により設立された商工組合

六 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の規定により設立された商工会

七 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の規定により設立された森林組合

八 その他前各号に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの

2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第五項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出を行つて無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十八条 第一項	法第三十条第二項 の申請書	法第三十三条の三第二項において準 用する法第三十条第二項の届出書
第十八条	有料職業紹介事業 許可申請書(様式 第一号)	特別の法人無料職業紹介事業届出書 (様式第一号の二)
第十八条	法第三十条第二項	法第三十三条の三第二項において準

第二項	第五号	用する法第三十条第二項第五号
他に事業を行つて いる場合における 当該事業の種類及 び内容		求人者となる当該法人の直接若しくは 間接の構成員（以下この項におい て「構成員」という。）又は求職者 となる当該法人の構成員若しくは構 成員に雇用されている者の数及び範 囲
第十八条 第四項	法第三十条第三項	法第三十二条の三第二項において準 用する法第三十条第三項
有料職業紹介事業 計画書（様式第二 号）		特別の法人無料職業紹介事業計画書 （様式第二号）
第二十三 条第一項	法第三十二条の七 第一項	法第三十二条の三第二項において準 用する法第三十二条の七第一項
第二十三 条第二項	法第三十二条の七 第一項	法第三十二条の三第二項において準 用する法第三十二条の七第一項
法第三十条第二項		法第三十二条の三第二項において準

<p>第二十三 条第三項</p>		
<p>第二項の有料職業</p>	<p>法第三十二條の七 第一項</p>	<p>第四号 当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当しない場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）を、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当する場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）</p>
<p>第二十五条の三第二項において準用</p>	<p>法第三十三條の三第二項において準用する法第三十二條の七第一項</p>	<p>用する法第三十条第二項第四号 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）</p>

<p>紹介事業変更届出書</p>	<p>する第二十三条第二項の特別の法人 無料職業紹介事業変更届出書</p>
<p>第十八条第三項第一号ト、チ、リ及び又</p>	<p>第二十五条の三第三項第五号から第八号まで</p>
<p>有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業</p>	<p>無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業</p>
<p>第十八条第三項第一号リ</p>	<p>第二十五条の三第三項第七号</p>
<p>第二十三条第四項</p>	<p>法第三十二条の七第一項</p>
<p>法第三十二条の三第二項において準用する法第三十二条の七第一項</p>	<p>第二十五条の三第二項において準用する第二十三条第二項の特別の法人 無料職業紹介事業変更届出書</p>
<p>第二項の有料職業紹介事業変更届出書又は有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申</p>	<p>無料職業紹介事業変更届出書</p>

請書	第十八条第三項	書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る有料許可証）	第二十三 条第五項
	第二十五条の三第三項	書類	法第三十条第二項 第四号
有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業	無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業	法人にあつては第十八条第三項第一号に掲げる書類のうち履歴書を、個人にあつては同	第二十五条の三第三項第七号に掲げる書類のうち履歴書

	<p>項第二号八の書類のうち履歴書</p>	<p>第二十四条</p>	<p>法第三十二条の八 第一項</p>		<p>有料の職業紹介事業を行う全ての事業所に係る有料許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）</p>	<p>第二十四条 条の四 第一項</p>	<p>法第三十二条の十 第二項</p> <p>有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）</p>	<p>第二十四条</p>	<p>法第三十二条の十</p>
		<p>法第三十二条の三第二項において準用する法第三十二条の八第一項</p>	<p>特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）</p>	<p>法第三十二条の三第二項において準用する法第三十二条の十二第一項</p>	<p>特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）</p>	<p>法第三十二条の三第二項において準</p>			



第二十四	法第三十二条の十	求人求職管理簿及び手数料管理簿	第二十四 条の七第 一 項	法第三十二条の十 五	第二十四 条の六	法第三十二条の十 四	第二十四 条の五第 四 項	手数料表及び業務 の運営に関する規 程	第二十四 条の五第 一 項及び 第二 項	法第三十二条の十 三	第二十四 条の四第 三 項	法第三十二条の十 三	用する法第三十二条の十二第三項
第二十四	法第三十二条の三第二項において準	求人求職管理簿		法第三十二条の三第二項において準 用する法第三十二条の十五		法第三十二条の三第二項において準 用する法第三十二条の十四		業務の運営に関する規程		法第三十二条の三第二項において準 用する法第三十二条の十三		用する法第三十二条の十二第三項	

条の八第六  
二項 用する法第三十二条の十六

有料職業紹介事業 報告書（様式第八 号）	特別の法人無料職業紹介事業報告書 （様式第八号の二）
----------------------------	-------------------------------

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 登記簿の謄本
- 三 役員の住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。）の写し及び履歴書
- 四 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書
- 五 無料の職業紹介事業を行う事業所ごと（以下この条及び次条において単に「事業所ごと」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
- 六 事業所ごとの業務の運営に関する規程
- 七 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書
- 八 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
- 九 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類

十 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関  
を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類

4 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の四第二  
項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人の名称及び代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地

(法第三十三条の四に関する事項)

第二十五条の四 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第  
一項から第五項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三  
項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三  
十三条の四第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の  
届出をした地方公共団体について準用する。この場合において、次  
の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同  
表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十八条 第一項</p> <p>法第三十条第二項 の申請書</p>	<p>法第三十三条の四第二項において準 用する法第三十条第二項の届出書</p>
<p>有料職業紹介事業 許可申請書(様式 第一号)</p>	<p>地方公共団体無料職業紹介事業届出 書(様式第一号の三)</p>

第十八条 第二項	法第三十条第二項 第五号	法第三十二条の四第二項において準 用する法第三十条第二項第五号
第十八条 第四項	法第三十条第三項 他に事業を行つて いる場合における 当該事業の種類及 び内容	無料の職業紹介事業が附帯する業務 に係る施策の内容
第二十三 条第一項	法第三十二条の七 第一項 有料職業紹介事業 計画書（様式第二 号）	地方公共団体無料職業紹介事業計画 書（様式第一号）
第二十三 条第二項	法第三十二条の七 第一項	法第三十二条の四第二項において準 用する法第三十二条の七第一項
第四号	法第三十条第二項 第四号	法第三十二条の四第二項において準 用する法第三十条第二項第四号

	<p>当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当しない場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）を、当該届出に係る事項が有料許可証の記載事項に該当する場合にあつては有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第六号）</p>	<p>地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書（様式第六号）</p>
<p>第二十三 条第三項</p>	<p>法第三十二条の七 第一項</p>	<p>法第三十二条の四第二項において準用する法第三十二条の七第一項</p>
	<p>第二項の有料職業紹介事業変更届出</p>	<p>第二十五条の四第一項において準用する第二十二條第二項の地方公共団</p>

書	体無料職業紹介事業変更届出書
第十八条第三項第一号ト、チ、リ及びヌ	第二十五条の四第二項第一号から第四号まで
有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業	無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業
第十八条第三項第一号リ	第二十五条の四第二項第二号
第二十三条 条第四項 法第三十二条の七 第一項	法第三十二条の四第二項において準用する法第三十二条の七第一項
第二項の有料職業紹介事業変更届出書又は有料職業紹介事業変更届出書及び有料職業紹介事業許可証書換申請書	第二十五条の四第一項において準用する第二十三条第二項の地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書

	<p>第十八条第三項</p> <p>書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る有料許可証）</p>	<p>第二十五条の四第二項</p> <p>書類</p>
<p>第二十三 条第五項</p>	<p>法第三十条第二項 第四号</p> <p>有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業</p>	<p>法第三十三条の四第二項において準用する法第三十条第二項第四号</p> <p>無料の職業紹介事業又は有料の職業紹介事業</p>
	<p>法人にあつては第十八条第三項第一号に掲げる書類のうち履歴書を、個人にあつては同項第二号八の書類</p>	<p>第二十五条の四第二項第三号に掲げる書類のうち履歴書</p>

	のうち履歴書	
第二十四 条	<p>法第三十二条の八 第一項</p> <p>有料の職業紹介事業を行う全ての事業所に係る有料許可証を添えて、有料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）</p>	<p>法第三十二条の八 第一項</p> <p>法第三十三条の四第二項において準用する法第三十二条の八第一項</p> <p>地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書（様式第七号）</p>
第二十四 条の四第 一項	<p>法第三十二条の十 第二項</p> <p>有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）</p>	<p>法第三十三条の四第二項において準用する法第三十二条の十二第二項</p> <p>地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第六号）</p>



<p>第二十四 条の四第 三項</p>	<p>法第三十二 条の十第 二第三項</p>	<p>法第三十三 条の四第 二項にお いて準用 する法第 三十二條 の十二第 三項</p>
<p>第二十四 条の五第 一項及び 第二項</p>	<p>法第三十二 条の十第 三項</p>	<p>法第三十三 条の四第 二項にお いて準用 する法第 三十二條 の十三</p>
<p>第二十四 条の五第 四項</p>	<p>手数料表及 び業務の 運営に関 する規程</p>	<p>業務の運 営に関する 規程</p>
<p>第二十四 条の六</p>	<p>法第三十二 条の十第 四項</p>	<p>法第三十三 条の四第 二項にお いて準用 する法第 三十二條 の十四</p>
<p>第二十四 条の七第 一項</p>	<p>法第三十二 条の十第 五項</p>	<p>法第三十三 条の四第 二項にお いて準用 する法第 三十二條 の十五</p>
<p>求人求職 管理簿及 び手数料 管理簿</p>	<p>求人求職 管理簿</p>	

第二十四条の八第 二項	法第三十二条の十 六	法第三十二条の四第二項において準 用する法第三十二条の十六
	有料職業紹介事業 報告書（様式第八 号）	地方公共団体無料職業紹介事業報告 書（様式第八号の三）

2 法第三十二条の四第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業所ごとの個人情報 の適正管理及び秘密の保持に関する規程
- 二 事業所ごとの業務の運営に関する規程
- 三 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書
- 四 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
- 五 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類

六 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類

(法第三十三条の七に関する事項)

第二十六条 法第三十三条の七の規定により厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面で行うものとする。

第二十七条 削除

(法第三十六条に関する事項)

第二十八条 法第三十六条第一項の規定による許可の申請又は同条第三項の届出は、募集に係る事業所(以下「募集事業所」という。)の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集(以下この項において「自県外募集」という。)であつて第三十七条第一項第三号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定による許可若しくは同条第二項の規定

(法第三十三条の六に関する事項)

第二十六条 法第三十三条の六の規定により厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面で行うものとする。

(法第三十五条に関する事項)

第二十七条 厚生労働大臣は、有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新をしなかつたとき、有料の職業紹介事業の許可を取り消したとき又は有料職業紹介事業者であつた者が死亡したときは、当該有料職業紹介事業者であつた者又はその相続人の請求により、その旨を証明する書類を交付するものとする。

(法第三十六条に関する事項)

第二十八条 法第三十六条第一項の規定による許可の申請は、同項に規定する募集に係る事業所(第三十七条第一項第三号において「募集事業所」という。)の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集(以下この項において「自県外募集」という。)であつて第三十七条第一項第三号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

2 前項の許可又は認可の申請の方法及び様式は、職業安定局長の定

による認可の申請又は同条第三項の規定による届出の手續及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

3 法第三十六条第一項の規定による許可を受けて、又は同条第三項の規定による届出をして労働者を募集する者は、職業安定局長の定める様式に従い、毎四半期（一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）、労働者募集報告を作成し、これを翌四半期に属する最初の月の末日までに法第三十六条第一項の規定による許可の申請又は同条第三項の規定による届出をした公共職業安定所の長に提出しなければならない。

## 第二十九条 削除

（法第三十七条に関する事項）

第三十条 法第三十七条第一項の規定により公共職業安定所長が行う募集の制限は、書面で行うものとする。

2 募集の制限又は指示は、通常、国家的に緊要な政策の遂行を容易ならしめるため又は募集地域若しくは就業地域における一般的な労働基準を不当に害するような募集を防止するために、これを行うものとする。

3 募集の指示は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が文書による理由を付して行うものとする。

4 前三項に定めるもののほか、募集の制限（公共職業安定所長が行

めるところによる。

3 法第三十六条第一項の許可を受けて労働者を募集する者は、職業安定局長の定める様式に従い、毎四半期（一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）、労働者募集報告を作成し、これを翌四半期に属する最初の月の末日までに第三項の許可申請書を提出した公共職業安定所の長に提出しなければならない。

## 第二十九条 削除

（法第三十七条に関する事項）

第三十条 法第三十七条第一項の規定により公共職業安定所長が行う募集の制限は、書面で行うものとする。

2 募集の制限又は指示は、通常、国家的に緊要な政策の遂行を容易ならしめるため又は募集地域若しくは就業地域における一般的な労働基準を不当に害するような募集を防止するために、これを行うものとする。

3 募集の指示は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が文書による理由を付して行うものとする。

4 前三項に定めるもののほか、募集の制限（公共職業安定所長が行

なうものに限る。)及び指示に関する方針及び手続は、職業安定局長が定めるものとする。

### 第三十条の二 削除

#### (法第四十二条に関する事項)

第三十条の三 法第四十二条の厚生労働省令で定める方法は、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法とする。

#### (法第四十二条の二に関する事項)

第三十条の四 法第四十二条の二において準用する第二十条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 自ら労働者の募集を行う者
- 二 その被用者をして労働者の募集に従事させる者であつて、当該被用者が労働組合法第二条第一号の役員、監督的地位にある労働者又は使用者の利益を代表する者に該当するもの

#### (法第四十三条に関する事項)

第三十一条 法第三十六条第一項の許可を受けて、又は同条第三項の届出をして労働者の募集を行う者は、応募者が次の各号の一に該当する事由により帰郷する場合には、当該応募者に対し、帰郷

なうものに限る。)及び指示に関する方針及び手続は、職業安定局長が定めるものとする。

### 第三十条の二 削除

#### (法第四十二条に関する事項)

第三十条の三 法第四十二条の厚生労働省令で定める方法は、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法とする。

#### (法第四十二条の二に関する事項)

第三十条の四 法第四十二条の二において準用する第二十条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 自ら労働者の募集を行う者
- 二 その被用者をして労働者の募集に従事させる者であつて、当該被用者が労働組合法第二条第一号の役員、監督的地位にある労働者又は使用者の利益を代表する者に該当するもの

#### (法第四十三条に関する事項)

第三十一条 法第三十六条第一項の許可を受けて労働者の募集を行う者は、応募者が次の各号の一に該当する事由により帰郷する場合には、当該応募者に対し、帰郷に要する費用の支給その他必要

に要する費用の支給その他必要な措置を講じなければならない。

- 一 雇用契約の内容が募集条件と相違したとき
- 二 許可を受けて、又は届出をして労働者の募集を行う者の都合により応募者を採用しないとき

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 労働者供給事業を行おうとする労働組合等は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に許可を申請しなければならない。

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第二十五条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3 労働者供給事業の許可の有効期間は五年とする。

4 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る労働者供給事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

5 第一項及び第二項の規定は、前項の許可の有効期間の更新について準用する。

6 労働者供給事業者は、当該労働者供給事業を廃止したときは、当該労働者供給事業を廃止した日から十日以内に文書により、その旨

な措置を講じなければならない。

- 一 雇用契約の内容が募集条件と相違したとき
- 二 許可を受けて労働者の募集を行う者の都合により応募者を採用しないとき

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 労働者供給事業を行おうとする労働組合等は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に許可を申請しなければならない。

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第二十五条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3 労働者供給事業の許可の有効期間は五年とする。

4 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る労働者供給事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

5 第一項及び第二項の規定は、前項の許可の有効期間の更新について準用する。

6 労働者供給事業者は、当該労働者供給事業を廃止したときは、当該労働者供給事業を廃止した日から十日以内に文書により、その旨

をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に届け出なければならない。

7 労働者供給事業を行う労働組合等は、労働者供給事業に関し、厚生労働大臣の定める手続及び様式に従い帳簿書類を備え付けるとともに、報告書を作成し、これを主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第五十条に関する事項)

第三十三条 厚生労働大臣は、法第五十条第一項の規定により、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 法第五十条第三項の証明書は、職業紹介事業等立入検査証(様式第九号)による。

(法第五十一条及び法第五十一条の二に関する事項)

第三十三条の二 法第五十一条第二項及び法第五十一条の二の厚生労働省令で定める者は、法人である雇用主とする。

(法第五十三条の二に関する事項)

第三十四条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を図るため、事業主に対してその雇用する外国人労働者の雇用に関する状況に係る資料の提供を求めること等により、外国人労働

をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に届け出なければならない。

7 労働者供給事業を行う労働組合等は、労働者供給事業に関し、厚生労働大臣の定める手続及び様式に従い帳簿書類を備え付けるとともに、報告書を作成し、これを所轄公共職業安定所長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第五十条に関する事項)

第三十三条 厚生労働大臣は、法第五十条第一項の規定により、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 法第五十条第三項の証明書は、職業紹介事業等立入検査証(様式第九号)による。

(法第五十一条及び法第五十一条の二に関する事項)

第三十三条の二 法第五十一条第二項及び法第五十一条の二の厚生労働省令で定める者は、法人である雇用主とする。

(法第五十三条の二に関する事項)

第三十四条 厚生労働大臣は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整等を図るため、事業主に対してその雇用する外国人労働者の雇用に関する状況に係る資料の提供を求めること等により、外国人労働

者の雇用の動向の把握に努めるものとする。

(法第五十四条に関する事項)

第三十五条 厚生労働大臣は、労働者の雇入方法の改善についての指導を適切かつ有効に実施するため、労働者の雇入れの動向の把握に努めるものとする。

2 学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の六第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大  
学校（以下この条において「施設」と総称する。）を新たに卒業し  
ようとする者（以下この項において「新規学卒者」という。）を雇  
い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合におい  
ては、あらかじめ、公共職業安定所又は施設の長（業務分担学校長  
及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業  
を行う者に限る。第四項において同じ。）にその旨を通知するもの  
とする。

一 新規学卒者について、募集を中止し、又は募集人員を減ずると  
き（厚生労働大臣が定める新規学卒者について募集人員を減ずる  
ときにあつては、厚生労働大臣が定める場合に限る。）。

二 新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働させ、賃金を支払う  
旨を約し、又は通知した後、当該新規学卒者が就業を開始するこ  
とを予定する日までの間（次号において「内定期間」という。）  
に、これを取り消し、又は撤回するとき。

者の雇用の動向の把握に努めるものとする。

(法第五十四条に関する事項)

第三十五条 厚生労働大臣は、労働者の雇入方法の改善についての指導を適切かつ有効に実施するため、労働者の雇入れの動向の把握に努めるものとする。

2 学校教育法第一条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大  
学校（以下この条において「施設」と総称する。）を新たに卒業し  
ようとする者（以下この項において「新規学卒者」という。）を雇  
い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合におい  
ては、あらかじめ、公共職業安定所又は施設の長（業務分担学校長及び  
法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行  
う者に限る。第四項において同じ。）にその旨を通知するもの  
とする。

一 新規学卒者について、募集を中止し、又は募集人員を減ずると  
き（厚生労働大臣が定める新規学卒者について募集人員を減ずる  
ときにあつては、厚生労働大臣が定める場合に限る。）。

二 新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働させ、賃金を支払う  
旨を約し、又は通知した後、当該新規学卒者が就業を開始するこ  
とを予定する日までの間（次号において「内定期間」という。）  
に、これを取り消し、又は撤回するとき。



三 新規学卒者について内定期間を延長しようとするとき。

3 公共職業安定所長は、前項の規定による通知及び次項の規定による連絡の内容を都道府県労働局長を経て厚生労働大臣に報告しなければならぬ。

4 施設の長は、第二項の規定による通知を受けた場合には、その内容を公共職業安定所に連絡するものとする。

5 法第五十四条の規定による工場、事業場等の指導については、職業安定局長の定める計画並びに具体的援助要項に基づき、職業安定組織がこれを行うものとする。

6 職業安定組織が前項の指導を行うに当たっては、労働争議に介入し、又は労働協約の内容に関与してはならぬ。

### 第三十六条 削除

(法第六十条に関する事項)

第三十七条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。

- 一 法第三十二条の八第一項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長
- 二 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る同項の規定又は同条第七項において準用する法第三十二条の八第一項の規

三 新規学卒者について内定期間を延長しようとするとき。

3 公共職業安定所長は、前項の規定による通知及び次項の規定による連絡の内容を都道府県労働局長を経て厚生労働大臣に報告しなければならぬ。

4 施設の長は、第二項の規定による通知を受けた場合には、その内容を公共職業安定所に連絡するものとする。

5 法第五十四条の規定による工場、事業場等の指導については、職業安定局長の定める計画並びに具体的援助要項に基づき、職業安定組織がこれを行うものとする。

6 職業安定組織が前項の指導を行うに当たっては、労働争議に介入し、又は労働協約の内容に関与してはならぬ。

### 第三十六条 削除

(法第六十条に関する事項)

第三十七条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。

- 一 法第三十二条の八第一項（法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する権限 当該届出に係る職業紹介事業の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長
- 二 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る同項の規定又は同条第七項において準用する法第三十二条の八第一項の規

定による届出の受理及び法第三十三條の二第七項において準用する法第三十二條の九第二項の規定による当該事業の停止に関する権限 法第三十三條の二第一項各号に掲げる施設の主たる事務所所在地を管轄する都道府県労働局長

三 法第二十六條第一項の規定による許可のうち次に掲げる募集に係るもの、同条第二項の規定による認可のうち当該募集に係るもの、同条第三項の規定による届出の受理のうち当該募集に係るもの、当該許可に際して行う法第三十七條第二項の規定による指示並びに法第四十一條第一項の規定による当該許可の取消し及び当該届出に係る募集の業務の廃止及び停止に関する権限 募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

イ 募集事業所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集  
ロ 募集事業所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業の事業主が行うものを除く。）であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは三十人）未満のもの

2 法第三十三條の二第八項の規定による通知は、前項第二号に定める都道府県労働局長が行うものとする。

定による届出の受理及び法第三十三條の二第七項において準用する法第三十二條の九第二項の規定による当該事業の停止に関する権限 法第三十三條の二第一項各号に掲げる施設の主たる事務所所在地を管轄する都道府県労働局長

三 法第二十六條第一項の規定による許可のうち次に掲げる募集に係るもの、同条第二項の規定による認可のうち当該募集に係るもの、当該許可に際して行う法第三十七條第二項の規定による指示並びに法第四十一條の規定による当該許可の取消し及び当該許可に係る募集の業務の停止に関する権限 募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

イ 募集事業所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集  
ロ 募集事業所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業の事業主が行うものを除く。）であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは三十人）未満のもの

2 法第三十三條の二第八項の規定による通知は、前項第二号に定める都道府県労働局長が行うものとする。

3 法第四十八条の三及び法第五十条に規定する厚生労働大臣の権限は、公共職業安定所長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(法第六十一条に関する事項)

第三十八条 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所)の長を経て提出するものとする。ただし、第二十八条第三項による許可又は認可の申請にあつては、日雇労働者及び日雇労働者以外の労働者を同時に募集しようとする場合であつてその募集に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所が二以上あるときは、主として募集しようとする労働者の募集に係る事務を厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により取り扱う公共職業安定所の長を経て行うことができる。

2 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により提出する書類(有料許可証及び無料許可証を除く。)は、正本にその写し二通(第十八条第三項(第二十五条第一項において準用する場合を含む。)、第二十二條第四項(第二十五条第二項において準用する場合を含む。))及び第二十三條第四項(第二十五条第一項に

3 法第四十八条の三及び法第五十条に規定する厚生労働大臣の権限は、公共職業安定所長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(法第六十一条に関する事項)

第三十八条 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出する書類は、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業に係る事業所(第二十五条の二及び第三十二条第六項にあつては、主たる事務所)の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所)の長を経て提出するものとする。ただし、第二十八条第三項による許可又は認可の申請にあつては、日雇労働者及び日雇労働者以外の労働者を同時に募集しようとする場合であつてその募集に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所が二以上あるときは、主として募集しようとする労働者の募集に係る事務を厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により取り扱う公共職業安定所の長を経て行うことができる。

2 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により提出する書類(有料許可証及び無料許可証を除く。)は、正本にその写し二通(第十八条第三項(第二十五条第一項において準用する場合を含む。)、第二十二條第四項(第二十五条第二項において準用する場合を含む。))及び第二十三條第三項(第二十五条第一項に

において準用する場合を含む。( )に規定する書類については、一通( )  
を添えて提出しなければならない。

において準用する場合を含む。( )に規定する書類については、一通( )  
を添えて提出しなければならない。

【第二条関係（平成十六年四月一日施行）】  
 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）

改正案	現行
<p>（法第三十六条に関する事項）</p> <p>第二十八条 法第三十六条第一項の規定による許可の申請又は同条第三項の届出は、募集に係る事業所（以下「募集事業所」という。）の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて第三十七条第一項第六号口に該当するもの及び自県外募集であつて同号口に該当しないものの別に行わなければならない。</p> <p>2 法第三十六条第一項の規定による許可若しくは同条第二項の規定による認可の申請又は同条第三項の規定による届出の申請及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。</p> <p>3 法第三十六条第一項の規定による許可を受けて、又は同条第三項の規定による届出をして労働者を募集する者は、職業安定局長の定める様式に従い、毎四半期（一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）、労働者募集報告を作成し、これを翌四半期に属する最初の月の末日までに法第三十六条第一項の規定による許可の申請又は同条第三項</p>	<p>（法第三十六条に関する事項）</p> <p>第二十八条 法第三十六条第一項の規定による許可の申請又は同条第三項の届出は、募集に係る事業所（以下「募集事業所」という。）の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて第三十七条第一項第三号口に該当するもの及び自県外募集であつて同号口に該当しないものの別に行わなければならない。</p> <p>2 法第三十六条第一項の規定による許可若しくは同条第二項の規定による認可の申請又は同条第三項の規定による届出の申請及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。</p> <p>3 法第三十六条第一項の規定による許可を受けて、又は同条第三項の規定による届出をして労働者を募集する者は、職業安定局長の定める様式に従い、毎四半期（一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）、労働者募集報告を作成し、これを翌四半期に属する最初の月の末日までに法第三十六条第一項の規定による許可の申請又は同条第三項</p>

の規定による届出をした都道府県労働局長に提出しなければならない。  
い。

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 労働者供給事業を行おうとする労働組合等は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に許可を申請しなければならない。

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第二十五条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3 労働者供給事業の許可の有効期間は五年とする。

4 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る労働者供給事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。  
い。

5 第一項及び第二項の規定は、前項の許可の有効期間の更新について準用する。

6 労働者供給事業者は、当該労働者供給事業を廃止したときは、当該労働者供給事業を廃止した日から十日以内に文書により、その旨をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に届け出なければならない。

の規定による届出をした公共職業安定所の長に提出しなければならない。  
ない。

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 労働者供給事業を行おうとする労働組合等は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に許可を申請しなければならない。

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第二十五条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3 労働者供給事業の許可の有効期間は五年とする。

4 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る労働者供給事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。  
い。

5 第一項及び第二項の規定は、前項の許可の有効期間の更新について準用する。

6 労働者供給事業者は、当該労働者供給事業を廃止したときは、当該労働者供給事業を廃止した日から十日以内に文書により、その旨をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に届け出なければならない。

7 労働者供給事業を行う労働組合等は、労働者供給事業に関し、厚生労働大臣の定める手続及び様式に従い帳簿書類を備え付けるとともに、報告書を作成し、これを主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第六十条に関する事項)

第三十七条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第三十二条の三第四項の規定による手数料表の変更命令に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

二 法第三十二条の八第一項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

三 法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

四 法第三十二条の十二第三項（法第三十三条第四項、法第三十二条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合

7 労働者供給事業を行う労働組合等は、労働者供給事業に関し、厚生労働大臣の定める手続及び様式に従い帳簿書類を備え付けるとともに、報告書を作成し、これを主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第六十条に関する事項)

第三十七条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。

一 法第三十二条の八第一項（法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項及び法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

を含む。)の規定による取扱職種の範囲等の変更の命令に関する  
権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五| 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る同項の規定又は同条第七項において準用する法第三十二条の八第一項の規定による届出の受理及び法第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の九第二項の規定による当該事業の停止に関する権限 法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の主たる事務所  
の所在地を管轄する都道府県労働局長

六| 法第三十六条第一項の規定による許可のうち次に掲げる募集に係るもの、同条第二項の規定による認可のうち当該募集に係るもの、同条第三項の規定による届出の受理のうち当該募集に係るもの、当該許可に際して行う法第三十七条第二項の規定による指示並びに法第四十一条第一項の規定による当該許可の取消し及び当該許可に係る募集の業務の停止並びに同条第二項の規定による当該届出に係る募集の業務の廃止及び停止に関する権限 募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

イ 募集事業所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集  
ロ 募集事業所の所在する都道府県の区域以外の地域(当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する地域を除く。)を募集地域とする募集(当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種  
の属する事業の事業主が行うものを除く。)であつて、その地

二| 法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係る同項の規定又は同条第七項において準用する法第三十二条の八第一項の規定による届出の受理及び法第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の九第二項の規定による当該事業の停止に関する権限 法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の主たる事務所  
の所在地を管轄する都道府県労働局長

三| 法第三十六条第一項の規定による許可のうち次に掲げる募集に係るもの、同条第二項の規定による認可のうち当該募集に係るもの、同条第三項の規定による届出の受理のうち当該募集に係るもの、当該許可に際して行う法第三十七条第二項の規定による指示並びに法第四十一条第一項の規定による当該許可の取消し及び当該許可に係る募集の業務の停止並びに同条第二項の規定による当該届出に係る募集の業務の廃止及び停止に関する権限 募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

イ 募集事業所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集  
ロ 募集事業所の所在する都道府県の区域以外の地域(当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する地域を除く。)を募集地域とする募集(当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種  
の属する事業の事業主が行うものを除く。)であつて、その地



域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは三十人）未満のもの

七 法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限 第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長、第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業又は労働者供給事業に係るものについては、当該職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長、労働者の募集に係るものについては、募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。）

八 法第四十八条の三の規定による命令に関する権限 管轄都道府県労働局長

九 法第五十条第一項の規定による報告徴収及び同条第二項の規定による立入検査に関する権限 管轄都道府県労働局長

2 法第三十三条の二第八項の規定による通知は、前項第五号に定める都道府県労働局長が行うものとする。

3 法第四十八条の二、法第四十八条の三及び法第五十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業に係るものについては、公共職業安定所長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは三十人）未満のもの

2 法第三十三条の二第八項の規定による通知は、前項第二号に定める都道府県労働局長が行うものとする。

3 法第四十八条の三及び法第五十条に規定する厚生労働大臣の権限は、公共職業安定所長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(法第六十一条に関する事項)

第三十八条 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長(法第三十三条の二第一項の規定による届出を行つた職業紹介事業にあつては、当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所)の長)を経由して提出するものとする。ただし、法第三十二条の四第三項(法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、法第三十二条の七第一項若しくは第四項(法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項又は法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。)又は第二十一条第三項(第二十五条において準用する場合を含む。)(の規定により厚生労働大臣に提出する書類(有料許可証及び無料許可証を含む。))のうち、法第三十条第二項第一号及び第二号(法第三十三条第四項、法第三十三条の三第二項又は法第三十三条の四第二項において準用する場合を含む。)(に規定する事項以外の事項に係るもの)については、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

2 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により提出する書類(有料許可証及び無料許可証を除く。)(は、正本にその写し二通(第十八条第三項(第二十五条第一項において準用する

(法第六十一条に関する事項)

第三十八条 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出する書類は、職業紹介事業若しくは労働者供給事業を行う者の主たる事務所又は募集事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所)の長を経由して提出するものとする。ただし、第二十八条第三項による許可又は認可の申請にあつては、日雇労働者及び日雇労働者以外の労働者を同時に募集しようとする場合であつてその募集に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所が二以上あるときは、主として募集しようとする労働者の募集に係る事務を厚生労働省組織規則第七百九十二条の規定により取り扱う公共職業安定所の長を経由して行つことができる。

2 法第三章から法第三章の三までの規定及びこの命令の規定により提出する書類(有料許可証及び無料許可証を除く。)(は、正本にその写し二通(第十八条第三項(第二十五条第一項において準用する

場合を含む。）、第二十二條第四項（第二十五條第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三條第四項（第二十五條第一項において準用する場合を含む。）に規定する書類については、一通（を添えて提出しなければならない）。

場合を含む。）、第二十二條第四項（第二十五條第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三條第四項（第二十五條第一項において準用する場合を含む。）に規定する書類については、一通（を添えて提出しなければならない）。

【第三条関係（平成十六年三月一日施行）】  
 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）

改正案	現行
<p>（労働移動助成金）                      第二百二条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 再就職支援給付金は、第一号に該当する認定事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ 計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託する旨を再就職援助計画に記載した事業主であること。</p> <p>ロ イの再就職援助計画について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。</p> <p>八 職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者に限る。第七項において同じ。）（再就職支援給付金の支給に関し厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める条件に同意している者に限る。）に計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担する事業主であること。</p> <p>二 八の委託に係る計画対象被保険者の離職の日の翌日から起算</p>	<p>（労働移動助成金）                      第二百二条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 再就職支援給付金は、第一号に該当する認定事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一次のいずれにも該当する事業主であること。</p> <p>イ 計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託する旨を再就職援助計画に記載した事業主であること。</p> <p>ロ イの再就職援助計画について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。</p> <p>八 職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の二第一項に規定する有料職業紹介事業者に限る。第七項において同じ。）（再就職支援給付金の支給に関し厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める条件に同意している者に限る。）に計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担する事業主であること。</p> <p>二 八の委託に係る計画対象被保険者の離職の日の翌日から起算</p>

<p>して三箇月を経過する日（八の委託に期間の定めがある場合であつて、その末日が当該離職の日の翌日から起算して三箇月以内にあるときは、その末日）までの間に当該計画対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。</p> <p>ホ 八の委託に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。</p> <p>二 再就職支援給付金の額は、前号八の委託に要する費用（同号二の再就職が実現した計画対象被保険者に係るものに限る。）の四分の一の額（その額が同号二の再就職が実現した計画対象被保険者の数（その数が同一の再就職援助計画において三百人を超えるときは、三百人）に三十万円を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。</p> <p>4）9（略）</p>	<p>して三箇月を経過する日（八の委託に期間の定めがある場合であつて、その末日が当該離職の日の翌日から起算して三箇月以内にあるときは、その末日）までの間に当該計画対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。</p> <p>ホ 八の委託に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。</p> <p>二 再就職支援給付金の額は、前号八の委託に要する費用（同号二の再就職が実現した計画対象被保険者に係るものに限る。）の四分の一の額（その額が同号二の再就職が実現した計画対象被保険者の数（その数が同一の再就職援助計画において三百人を超えるときは、三百人）に三十万円を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。</p> <p>4）9（略）</p>
--	--

【第四条関係（平成十六年三月一日施行）】

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令（平成三年労働省令第十七号）

改正案	現行
<p>(権限の委任)</p> <p>第一条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>(第十三条第二項並びに同条第三項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、認定組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。</p> <p>一 認定組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集</p> <p>二 認定組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。）であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第一条 法第十三条第二項並びに同条第三項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十七条第二項及び第四十一条に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、認定組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。</p> <p>一 認定組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集</p> <p>二 認定組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。）であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域</p>

内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人）未満のものは、三十人）未満のもの

（届出事項）

第二条 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 募集に係る事業所の名称及び所在地
- 二 募集時期
- 三 募集職種及び人員
- 四 募集地域
- 五 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

（準用）

第五条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十一条の規定は、法第十三条第二項の規定により認定組合等に委託して労働者の募集を行う中小企業者について準用する。

内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人）未満のものは、三十人）未満のもの

（届出事項）

第二条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）

第十三条第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 募集に係る事業所の名称及び所在地
- 二 募集時期
- 三 募集職種及び人員
- 四 募集地域
- 五 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

（準用）

第五条 職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十三条第二項の規定により認定組合等に委託して労働者の募集を行う中小企業者について準用する。

【第五条関係（平成十六年三月一日施行）】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第六十二条 法第五十三条第四項並びに同条第五項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、認定中小企業団体（法第五十三条第二項第二号に規定する認定中小企業団体をいう。以下同じ。）の主たる事務所所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。</p> <p>一 認定中小企業団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集</p> <p>二 認定中小企業団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。）であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人）未満のもの</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第六十二条 法第五十三条第四項並びに同条第五項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十七条第二項及び第四十一条に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、認定中小企業団体（法第五十三条第二項第二号に規定する認定中小企業団体をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。</p> <p>一 認定中小企業団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集</p> <p>二 認定中小企業団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。）であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人）未満のもの</p>



【第六条関係（平成十六年三月一日施行）】

地域雇用開発促進法施行規則（平成十二年厚生労働省令第百九十二号）

改正案	現行
<p>（法第二条第四項第三号の厚生労働省令で定める状態）</p> <p>第五条 法第二条第四項第三号の厚生労働省令で定める状態は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その地域内の公共職業安定所（分庁舎を含む。）若しくは公共職業安定所の出張所が所在していない市町村又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて若しくは第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の届出をして職業紹介事業を行う者に係る事業所が十箇所以上所在していない市町村の区域に係る労働力人口（公表された最近の国勢調査の結果による労働力人口とする。以下この号において同じ。）が当該地域に係る労働力人口に占める割合を最近五年間における地域内求職者の数の月平均値に乘じて得た数がおおむね千人以上であること。</p> <p>三（略）</p>	<p>（法第二条第四項第三号の厚生労働省令で定める状態）</p> <p>第五条 法第二条第四項第三号の厚生労働省令で定める状態は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その地域内の公共職業安定所（分庁舎を含む。）若しくは公共職業安定所の出張所が所在していない市町村又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に係る事業所が十箇所以上所在していない市町村の区域に係る労働力人口（公表された最近の国勢調査の結果による労働力人口とする。以下この号において同じ。）が当該地域に係る労働力人口に占める割合を最近五年間における地域内求職者の数の月平均値に乘じて得た数がおおむね千人以上であること。</p> <p>三（略）</p>

【第七条関係（平成十六年三月一日施行）】厚生省  
 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年  
 労働省令第一号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表（第一条関係）              一～九（略）              十 有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令（平成十五年法務省・厚生労働省令第二号）に係る申請等 第五条第二項の提出以外の申請等              十一～五十六（略）</p>	<p>別表（第一条関係）              一～九（略）              十 有料職業紹介事業保証金規則（昭和六十一年法務省・労働省令第一号）に係る申請等 第一条第一項の提出以外の申請等              十一～五十六（略）</p>

【附則第四条関係（平成十六年二月一日施行）】

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年厚生労働省令第五十八号）

改正案	現行
<p>（職業安定法施行規則を適用する場合の読替え等）</p> <p>第一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による無料の職業紹介事業に関する職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の規定の適用については、<u>同令第二十五条の二第四項中「法第三十三条の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の二第七項」と、同条第五項中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、同条第六項中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、「第三十三条の十三」とあるのは「法第三十二条の十三」と、「第三十三条の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の二第七項」と、同令三十五条第二項中「、専修学校」とあるのは「、専修学校、教育施設」と、同令第三十七条第一項第二号中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、「同条第七項」とあるのは「同法第十五条第二項の規定により読み替えて適</u></p>	<p>（職業安定法施行規則を適用する場合の読替え等）</p> <p>第一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による無料の職業紹介事業に関する職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の規定の適用については、<u>同令第二十五条の二第三項中「法第三十三条の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の二第七項」と、同条第四項中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、同条第五項中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、「第三十三条の十三」とあるのは「法第三十二条の十三」と、「第三十三条の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の二第七項」と、同令三十五条第二項中「、専修学校」とあるのは「、専修学校、教育施設」と、同令第三十七条第一項第二号中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、「同条第七項」とあるのは「同法第十五条第二項の規定により読み替えて適</u></p>

<p>用する法第三十三條の二第七項」と、「法第三十三條の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三條の二第七項」と、同條第二項中「法第三十三條の二第八項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三條の二第八項」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>用する法第三十三條の二第七項」と、「法第三十三條の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三條の二第七項」と、同條第二項中「法第三十三條の二第八項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三條の二第八項」とする。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

【附則第五条関係（平成十六年四月一日施行）】

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年厚生労働省令第五十八号）

改正案	現行
<p>（職業安定法施行規則を適用する場合の読替え等）</p> <p>第一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による無料の職業紹介事業に関する職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の規定の適用については、同令第二十五条の二第四項中「法第三十三条の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の二第七項」と、同条第五項中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、同条第六項中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、「第三十二条の十三」とあるのは「法第三十二条の十三」と、「第三十三条の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の二第七項」と、同令三十五条第二項中「専修学校」とあるのは「専修学校、教育施設」と、同令第三十七条第一項第五号中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、「同条第七項」とあるのは「同法第十五条第二項の規定により読み替えて適</p>	<p>（職業安定法施行規則を適用する場合の読替え等）</p> <p>第一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による無料の職業紹介事業に関する職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の規定の適用については、同令第二十五条の二第四項中「法第三十三条の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の二第七項」と、同条第五項中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、同条第六項中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、「第三十二条の十三」とあるのは「法第三十二条の十三」と、「第三十三条の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の二第七項」と、同令三十五条第二項中「専修学校」とあるのは「専修学校、教育施設」と、同令第三十七条第一項第二号中「法第三十三条の二第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五条第一項」と、「同条第七項」とあるのは「同法第十五条第二項の規定により読み替えて適</p>

<p>2 (略)</p>	<p>用する法第三十三條の二第七項」と、「法第三十三條の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三條の二第七項」と、同條第二項中「法第三十三條の二第八項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三條の二第八項」とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>用する法第三十三條の二第七項」と、「法第三十三條の二第七項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三條の二第七項」と、同條第二項中「法第三十三條の二第八項」とあるのは「構造改革特別区域法第十五條第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三條の二第八項」とする。</p>

有 料 ・ 無 料  
 職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書  
 職 業 紹 介 事 業 許 可 有 効 期 間 更 新 申 請 書

年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

(ふりがな)  
 申請者 氏 名 印

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

許 可 番 号	( )	
(ふりがな) 氏名又は名称	-----	
(ふりがな) 所 在 地	〒 □ □ □ - □ □ □ □ 電話 ( )	
	-----	
	-----	
(ふりがな) 代表者氏名等	氏 名	住 所
	-----	-----
(ふりがな) 役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名	住 所
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

収入印紙

[ 消印しては ]  
 [ ならない ]

兼業	1.	2.	3.
の種類・内容	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

事業所	
名称	所在地
職業紹介責任者氏名等	
氏名	住所
担当者職・氏名・電話番号 ( ) -	
講習会名	受講年月日・受講場所

事業所	
名称	所在地
職業紹介責任者氏名等	
氏名	住所
担当者職・氏名・電話番号 ( ) -	
講習会名、受講年月日	受講場所

取次機関

(ふりがな) イ 名称	-----
(ふりがな) ロ 住所	-----
ハ 事業内容	



申請者は職業安定法第32条各号に規定する以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第48条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者
- ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ハ 職業安定法第32条の9第1項(第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- ニ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの
- ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの  
上記イ中の政令で定める法律の規定は次のとおり。
- ・ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条及び第118条第1項(同法第6条及び第56条に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
  - ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第58条から第62条までの規定
  - ・ 港湾労働法(昭和63年法律第40号)第48条、第49条(第一号を除く。)及び第51条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
  - ・ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第12条(第1号に係る部分に限る。)の規定及び当該規定に係る同法第13条の規定
  - ・ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第19条、第20及び第21条(第1号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
  - ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第66条の規定
  - ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条、第33条及び第34条(第1号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定

また、 の者は、未成年者でなく、かつ、上記のイ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

## 様式第1号(第4面)

### 記載要領

#### 1 職業紹介事業許可申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。

#### 2 職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。

3 欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

4 欄には、申請者の氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

5 欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、( )に許可の有効期間の末日を記載すること。

6 欄には、氏名(個人)又は名称(法人又は団体における名称)を記載すること。

7 欄には、事業主の所在地(法人にあつては主たる事務所の所在地)を記載すること。

8 欄には、他に行つている事業の種類を記載すること。

9 欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

10 欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。

11 欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日及び場所を記載すること。

12 欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

届出受理番号	
届出受理年月日	年 月 日

特別の法人無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

職業安定法第33条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1名 <small>(ふりがな)</small>	称	-----	
2所 <small>(ふりがな)</small>	在 地	〒 □ □ □ - □ □ □ □ 電話 ( )	
		-----	
		-----	
3 その役員の名、役名及び住所			
	氏名 <small>(ふりがな)</small>	役 名	住 所
代 表 者	-----		〒 ( ) ( ) -
	-----		〒 ( ) ( ) -
	-----		〒 ( ) ( ) -
	-----		〒 ( ) ( ) -
	-----		〒 ( ) ( ) -
	-----		〒 ( ) ( ) -
	-----		〒 ( ) ( ) -
	-----		〒 ( ) ( ) -
4 職業紹介事業を行う事業所に関する事項			
名 称		事 業 所 在 地	
-----		-----	
職業紹介責任者氏名等		担当者職・氏名・電話番号	
氏 名	住 所	-----	
-----	-----	( ) -	
講習会名、受講年月日・受講場所		-----	

様式第1号の2(第2面)

5 事業開始予定年月日	年 月 日
6 構成員の範囲等	
7 取次機関	
イ 名 称 <small>(ふりがな)</small>	-----
ロ 住 所 <small>(ふりがな)</small>	----- -----
ハ 事業内容	
8 備 考	

なお、届出者及び役員は職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号のいずれにも該当せず、同法第33条の3第2項において準用する同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者は未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

様式第1号の2(第3面)

記載要領

- 1 欄には、記載しないこと。
- 2 届出者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 4欄には、職業紹介を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 6欄には、求人者(当該法人の直接若しくは間接の構成員又は構成員以外の者を別に)の範囲及び数を、及び求職者(当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者又はこれらの者以外の者を別に)の範囲及び数についてをそれぞれ記載すること。

届出受理番号	
届出受理年月日	年 月 日

地方公共団体無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者 印

職業安定法第33条の4第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1名 <small>(ふりがな)</small> 称	-----		
2所 <small>(ふりがな)</small> 在 地	〒 □ □ □ - □ □ □ □		電話 ( )
	-----		
	-----		
3 職業紹介事業を行う事業所に関する事項			
事 業 所			
名 称		所 在 地	
職業紹介責任者氏名等			担当者職・氏名・電話番号
氏 名		住 所	( ) -
講習会名、受講年月日・受講場所			
5 事業開始予定年月日	年 月 日		
6 業務の内容等			
7 取次機関			
イ 名 称 <small>(ふりがな)</small>	-----		
ロ 住 所 <small>(ふりがな)</small>	-----		
ハ 事業内容			
8 備 考			

なお、職業安定法第33条の4第2項において準用する同法第33条の14により選任する職業紹介責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1項から第3項までのいずれにも該当していません。

## 様式第1号の3(裏面)

### 記載要領

- 1 欄には、記載しないこと。
- 2 届出者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 欄には、職業紹介事業を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 6 欄に無料の職業紹介事業が付帯する業務の内容及び附帯して行う無料職業紹介事業の内容をそれぞれ附帯する業務ごとに記載すること。

**有料職業紹介事業計画書**  
**無料職業紹介事業計画書**  
**特別の法人無料職業紹介事業計画書**  
**地方公共団体無料職業紹介事業計画書**

1 許可・届出番号

2 事業所名

3 職業紹介計画(年間)(国内)

区 分	有効求職者見込数
	人

職業紹介計画(年間)(国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載)

区 分	相手国名	有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

人
---

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	その他		
	計		
負 債	計		



## 様式第2号（裏面）

### 記載要領

- 1 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。

無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。

特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。

地方公共団体が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3の及び欄には、職業安定法第32条の12（法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項において準用する場合を含む。）に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 5 3の及び欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直前年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 4欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

届出制手数料届出書  
届出制手数料変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

届出者 氏 名

印

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

許 可 番 号	
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	
(ふりがな) 所 在 地	〒□□□-□□□□ 電話 ( )
適用開始・変更予定日	年 月 日
届出・変更届出内容	
備 考	

## 様式第3号（裏面）

### 記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- 2 欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 6 欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
- 7 欄の届出・変更届出内容については、別に料金表（様式例第4号参照）に記載して添付してもよいこと。  
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- 9 備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

### 届出制手数料変更命令通知書

(氏名) 殿

平成 年 月 日付け届出のあつた職業安定法第32条の3第1項第2号の

手数料について、同法第32条の3第4項の規定に基づき下記の理由により変更を命じます。

平成 年 月 日

都道府県労働局長

印

#### 記

許可番号	
事業所名称	
変更内容	
期限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内(ただし、処分のあつた日の翌日から起算して1年以内)に厚生労働大臣に対し異議申立てをすることができる。

許可番号  
許可年月日 年 月 日

有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証

( 氏名又は名称 )  
( 所 在 地 )

上記の者は、職業安定法第 条第 項の許可を受けて、下記  
のとおり有料・無料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 ( 氏名 ) 印

記

1 取扱業務の範囲

---

名 称  
2 事業所の  
所在地

---

3 許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

---

有 料 無 料  
 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書  
 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書  
 職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書  
 有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書  
 特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

（ふりがな）  
 申請・届出者 氏 名 印

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33の3第2項において準用する・第33条の4第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
9. 職業安定法第33条の4第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

許可・届出番号		
氏名又は名称 <small>（ふりがな）</small>		-----
所 在 地 <small>（ふりがな）</small>	〒 □ □ □ - □ □ □ □      電話      (      )	
	-----	
	-----	
事業所	名称 <small>（ふりがな）</small>	-----
	所在地 <small>（ふりがな）</small>	-----
変更事項		
変更前		
変更後		

取扱職種の 範囲等		
変更(廃止)年月日		
職業紹介責任者	氏名	住所
講習会受講 年月日・場所		
変更(廃止)理由 再交付理由		
備考		

なお、代表者については、職業安定法第32条第1項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

## 様式第6号(裏面)

### 記載要領

#### 1 有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「・無料」<sub>1</sub>、「職業紹介事業変更届出書」<sub>2</sub>、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」<sub>3</sub>、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに2以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「有料」<sub>1</sub>、「職業紹介事業変更届出書」<sub>2</sub>、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」<sub>3</sub>、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び3以下の全文を抹消すること。

#### 2 有料・無料職業紹介事業変更届出書の記載方法(12の場合を除く。)

- (1) 有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」<sub>1</sub>、「職業紹介事業許可証再交付申請書」<sub>2</sub>、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」<sub>3</sub>、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料」<sub>1</sub>、「職業紹介事業許可証再交付申請書」<sub>2</sub>、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」<sub>3</sub>、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から3及び5以下の全文を抹消すること。

#### 3 有料・無料職業紹介事業変更届及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「・無料」<sub>1</sub>、「職業紹介事業許可証再交付申請書」<sub>2</sub>、「職業紹介事業変更届出書」<sub>3</sub>、「・無料」<sub>4</sub>、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から4及び6以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「有料」<sub>1</sub>、「職業紹介事業許可証再交付申請書」<sub>2</sub>、「職業紹介事業変更届出書」<sub>3</sub>、「有料」<sub>4</sub>、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から5及び7以下の全文を抹消すること。
- (3) 許可証の書換えを申請する場合は、

欄
---

に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、

欄
---

に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

#### 4 有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め届出をする場合には、表題中「・無料」<sub>1</sub>、「職業紹介事業許可証再交付申請書」<sub>2</sub>、「職業紹介事業変更届出書」<sub>3</sub>、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」<sub>4</sub>及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業



変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文を抹消すること。

- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」及び「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文を抹消すること。
- (4) 地方公共団体無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6及び8、9の全文を抹消すること。
- (5) 欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。

(例)職業

(イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など

(例)地域

(ロ) 国内、大阪府、中部地方など

(例)その他

(ハ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など

(6) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を 変更前の欄にも記載すること。

#### 5 特別の法人・地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

(1) 特別の法人が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届書」、「職業紹介事業変更届証書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「・地方公共団体」を抹消し、並びに1から7及び9の全文を抹消すること。

(2) 地方公共団体が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料・職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人」を抹消し、並びに1から8の全文を抹消すること。

6 欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

7 欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

8 欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

9 欄には、変更事項（廃止）について、変更（廃止）した年月日を記載すること。

10 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

### 取扱職種範囲等変更命令通知書

(氏名)

平成 年 月 日付け届出のあつた職業安定法第32条の12第1項(法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項において準用する場合を含む。)の取扱職種の範囲等について、同条第3項の規定に基づき下記の理由により変更することを命じます。

平成 年 月 日  
都道府県労働局長

印

記

許可番号	
氏名又は名称	
事業所名称	
変更内容	
期限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内(ただし、処分のあつた日の翌日から起算して1年以内)に厚生労働大臣に対し異議申立てをすることができる。

有料職業紹介事業廃止届出書  
 無料職業紹介事業廃止届出書  
 特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書  
 地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書

年 月 日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)

住 所

届出者

(ふりがな)

氏 名

印

- 1 下記のとおり有料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第32条の8第1項の規定により届出をします。
- 2 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の8第1項の規定により届出をします。
- 3 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の8第1項の規定により届出をします。
- 4 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条の4第2項において準用する同法第32条の8第1項の規定により届出をします。

記

許可・届出番号			
事業所	名 称	所 在 地	
		〒(    -    )	(    ) -
		〒(    -    )	(    ) -
		〒(    -    )	(    ) -
		年 月 日	
備 考			

## 様式第7号（裏面）

### 記載要領

- 1 有料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「無料職業紹介事業廃止届出書」、「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び2から4を抹消すること。  
無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」、「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」の文字並びに1、3及び4を抹消すること。  
特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」、「無料職業紹介事業廃止届出書」及び「地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び1、2及び4を抹消すること。  
地方公共団体無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」、「無料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字及び1、2及び3を抹消すること。
- 2 には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 には、届出者の住所（法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載し、及び氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。
- 5 欄には、職業紹介事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。
- 6 欄には、職業紹介事業を廃止した年月日を記載すること。
- 7 欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 8 欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

# 有料職業紹介事業報告書 無料職業紹介事業報告書

- 1 許可番号
- 2 事務所の名称及び所在地
- 3 紹介予定派遣 実績の有無 有 ・ 無
- 4 活動状況(国内)

取扱業務等の区分	求 人			求 職		就 職		
	常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数	有効求職者数	新規求職 申込件数	常 就職件数	臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
	人	人日	人日	人	件	件	人日	人日
計								

活動状況(国外)(相手国別・総計)

取扱業務等の区分	相手国	求人数	求 職		就職 件数
			有効求職者数	新規求職 申込件数	
		人	人	件	件
計					

5 収入状況(国内・国外)

取扱業務等の区分	職業安定法第32条の3第1項 第1号の規定による手数料			求人受付手数料 (別表第2)	職業安定法第32条の3第1項 第2号の規定による手数料			求職受付手数料		
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇	件	千円	
			千円	件	千円			千円	件	千円
計										

取扱業務等の区分	職業安定法第32条の3第2 項の規定による手数料		
	常用	臨時	日雇
			千円
計			

6 職業紹介の業務に従事する者の数

人

- 1 職業安定法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。
- 2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

厚生労働大臣 殿

氏名又は名称

印

年 月 日

## 様式第8号(裏面)

### 記載要領

- 1 有料職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、有料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況(国内)
  - (1) 4及び4欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人(件)数、臨時及び日雇についてはその延数(人日)を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること(以下、(2)から(4)まで及び7において同じ。)
  - (2) 4の「有効求職者数」欄には、その3月末における求職者数を記載すること。
  - (3) 4の「新規求職申込件数」欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
  - (4) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況(国外)
  - (1) 4、欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人、就職延数を記載すること。
  - (2) 4の「有効求職者数」欄には、その3月末における求職数を記載すること。「新規求職申込件数」欄には、対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 7 5の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び取扱業務の範囲の区分ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について取扱業務の区分ごとに記載すること。
- 8 欄には、氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

また、芸道家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料(職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料)又は求職者手数料(職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)にそれぞれ別に記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に係る第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 6の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。



(3) 求人・求職とも構成員とするもの

項目 区分	求 人			求 職		就 職		
	常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数	有効求職者数	新規求職 申込件数	常 用 就職件数	臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
	人	人日	人日	人	件	件	人日	人日
計								

活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目 取扱 業務の区分	相手国	求人数	求 職		就職 件数
			有効求職者数	新規求職申込件数	
		人	人	件	件
計					

4 職業紹介の業務に従事する者の数

人
---

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

氏名又は名称

印

厚生労働大臣 殿



## 様式第8号の2（裏面）

### 記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、届出受理番号を記載すること。
- 4 活動状況（国内）
  - (1) 3の(1)から(3)の 及び 欄には、それぞれ取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人及び就職数について、常用、臨時、日雇の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
  - (2) 3の(1)から(3)の の「有効求職者数」欄には、その3月末における求職者数を記載すること。
  - (3) 3の(1)から(3)の の「新規求職申込件数」欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
  - (4) 3の(1)から(3)欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間内は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況（国外）
  - (1) 3の 、 欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人、就職件数を記載すること。
  - (2) 3の の「新規求職申込件数」欄には、対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 6 4の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。



〔就職件数〕

年齢階層 (歳)		24歳以下			25～34			35～44			45～54			55～64		
		常 用	臨 時	日 雇	常 用	臨 時	日 雇	常 用	臨 時	日 雇	常 用	臨 時	日 雇	常 用	臨 時	日 雇
施策名	産業 別区分	人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日	人	人日	人日
年齢計																

活動状況(国外)(相手国別・総計)

65歳以上			計	年齢階層 (歳)	相手国	求人数	求 職		就職 件数
常 用	臨 時	日 雇					有効求職者数	新規求職申込件数	
人	人日	人日		施策名		人	人	件	件
				産業 別区分					
				計					

4 職業紹介の業務に従事する者の数

人

職業安定法第33条の4第2項において準用する職業安定法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日  
厚生労働大臣 殿

氏名

印

## 様式第8号の3（裏面）

### 記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局に提出すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、地方公共団体名を記載すること。
- 4 活動状況（国内）
  - (1) 〔求人〕及び〔就職〕欄には、無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う無料職業紹介事業の産業別（注1）の求人ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
  - (2) 〔求職〕欄「有効求職者数」欄には無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う無料職業紹介事業の取扱業務（注2）の範囲の区分ごとに各年齢層区分に応じて、その3月末における求職者数を記載すること。
  - (3) 〔求職〕欄「新規求職申込件数」欄には無料の職業紹介事業が附帯する業務に係る施策名及び当該業務に附帯して行う無料職業紹介事業の取扱業務（注2）の範囲の区分ごとに各年齢層区分に応じて、対象期間中に求職申込みのあつた件数を記載すること。
  - (4) 3欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況（国外）
  - (1) 3、欄には、産業別の区分ごとに、1箇年における求人、就職延数を記載すること。
  - (2) 3の「新規求職申込件数」欄には、対象期間中に求職申込みのあつた件数を記載すること。
- 6 4の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には当該地方公共団体に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 欄には、氏名（地方公共団体の名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - （注1） 産業分類については、「日本標準産業分類」（平成14年3月末改訂）に基づく区分による産業大分類名を記載すること。
  - （注2） 取扱業務の範囲については、「労働省編職業分類」（平成11年改訂）に基づく区分による職業大分類名を記載すること。